

東京都里親認定基準（養育家庭） 新旧対照表（案）

	改正後	現行
里親申込者の基本要件	<p><u>(1) 東京都内に居住していること。</u></p> <p>(2) 心身ともに健全であること。</p> <p>(3) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p><u>(4) 里親制度が社会的養護であることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号）を遵守するとともに、児童相談所等関係機関と協働すること。</u></p> <p>(5) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。</p> <p>(6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令等が適用になること。</p> <p>(7) 里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p><u>(8) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。（養育家庭（親族）は除く）</u></p> <p><u>(9) 東京都が実施する認定前研修の課程を修了していること。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>(1) 心身ともに健全であること。<u>(注1)</u></p> <p>(2) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>(3) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令等が適用になること。</p> <p>(5) 里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>(6) 世帯の収入額が生活保護基準を原則として上回っていること。<u>(注2) (注3)</u></p> <p>(7) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。</p>
家庭及び構成員の状況	<p>(1) 家庭生活が円満に営まれていること。</p> <p>(2) 里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。</p> <p>(3) 里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、子供を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、成人の親族等がいること。ただし、補助者がいない場合であっても、子供を適切に養育できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。（養育家庭（親族）は除く）</u></p> <p>(5) 里親申込者が要保護児童の親族である場合は、親族里親の(4)の要件を満たすこと。</p>	<p>(1) 家庭生活が円満に営まれていること。</p> <p>(2) 里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。</p> <p>(3) 里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。</p> <p><u>(4) 里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は、原則として25歳以上65歳未満(注5)であること。(注6) (注7)</u></p> <p>(5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の<u>全て</u>の要件を満たしていること。<u>(注10)</u></p> <p>ア 児童養育の経験があること、<u>又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。</u></p> <p>イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の<u>子又は父母</u>等がいること。<u>(注11)</u></p> <p>(6) 里親申込者が要保護児童の親族である場合は、親族里親の(4)の要件を満たすこと。</p>
居住地の家屋及び状況	<p>(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、<u>住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。</p> <p><u>(2) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。</u></p>
動機 受託	<p>(1) 里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。</p> <p><u>(2) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。</u></p>	<p>里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。</p>

※上記基準の解釈や補足説明等は別紙「里親認定基準解説」による。